

# オンライン診療導入支援事業実施要領

(令和2年5月28日2医第74号)

この実施要領は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に基づいて定められた長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和2年5月22日付け2医第66号、2医看第74号、2保疾第214号。以下「要綱」という。）のほか、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の交付等、オンライン診療導入支援事業実施にあたって必要な事項を定める。

## (目的)

**第1** この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況下において、医療機関におけるオンライン診療の導入を支援することで、医療従事者と患者の接触を避けることにより双方の新型コロナウイルス感染症への感染を防止し、これにより県民が安心して医療を受診できる体制を維持することを目的とする。

## (事業実施主体)

**第2** この事業の実施主体は、長野県内にある医療機関（一般医科に限る。）の開設者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにオンライン診療（自由診療を除く。）を導入するものとする。

## (補助対象経費)

**第3** この補助金の交付対象となる経費は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金の補助対象経費は除く。

## (補助上限額)

**第4** この補助金の交付額は、1医療機関あたり20万円を上限とする。

## (補助対象期間)

**第5** 補助対象期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

## (実績報告)

**第6** 要綱第12の規定による実績報告時には、次の事項を明記した書類を添付するものとする。

- 一 導入したオンライン診療システムの内容  
(サービス提供会社、製品名、プラン名等が記された契約書等)
- 二 実施したオンライン診療（診療内容、回数等）

## 別表（第3関係）

### 補助対象経費

区 分	内 容
情報通信機器等の購入経費 (リース料を含む。)	オンライン診療を行うために使用する機器（パソコン、タブレット端末、ウェブカメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）の購入経費
オンライン診療システム導入に係る初期費用	アカウント発行、初期セットアップ等のシステム導入に係る初期費用
オンライン診療システム月額使用料	オンライン診療システムの利用に係る経費 (クレジットカードでの決済に係る手数料は除く)
インターネット環境整備に係る工事費	オンライン診療を行うにあたり必要となるインターネット環境を整えるために必要な工事費
インターネット通信料	オンライン診療を行うにあたって必要となるインターネット通信料